

事業者の顕彰について（素案）

1 目的

自治会・町内会等を中心とする多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化への取組を一層推進するため、自治会・町内会等の地域団体が主体となって取り組む地域活動に関して、これと連携・協力し、地域力の向上に貢献している事業者を顕彰する制度を創設します。

2 対象

市内に事業所を有する事業者、市内で住宅販売等を行う事業者、自治会・町内会等と連携・協力し市内で活動するNPO法人等の市民活動団体や大学等で、地域コミュニティの活性化に貢献しているものを対象とします。

【具体的な事例】

- ・事業所が所在する地域における地域活動への積極的な参加や協力（地域行事、子どもやお年寄りの見守り活動への参加など）
- ・住宅購入者等への地域コミュニティに関する積極的な働き掛けや支援（自治会・町内会活動の積極的紹介と加入呼び掛け、共同住宅における自治会・町内会結成の支援など）
- ・NPO法人や大学等が自治会・町内会等と共に地域活動を実施（自治会・町内会等との共催による地域行事の実施、地域課題解決への取組など）

3 候補事業者等の募集、審査

事業者等自らによる申請、又は自治会・町内会等からの推薦により、表彰対象者を公募することとし、本市が応募内容等を審査し、必要に応じて、ヒアリング調査等を行ったうえ、地域コミュニティ活性化推進審議会委員の皆様のご御意見をお聞きしたうえで、表彰事業者等を決定したいと考えています。

4 表彰、公表

表彰事業者等は、本市のホームページ等で公表することとし、特に優れた取組を行う事業者等については、特別賞を授与し、「京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」に専用のページを設けて掲載することなどを検討しています。

<参考>

京都市地域コミュニティ活性化推進条例（抜粋）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

（顕彰）

第12条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。

（地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供）

第13条 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）をする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、宅地建物取引業法第35条第1項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（共同住宅等の居住者の交流の促進）

第14条 次に掲げる事業者は、共同住宅の居住者相互の交流及び共同住宅の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 共同住宅を建築する事業者
- (2) 共同住宅の販売等をする事業者
- (3) 共同住宅を管理する事業者

2 前項の規定は、一団の土地を分割して建築する住宅の居住者の交流の促進について準用する。この場合において、同項中「次」とあるのは「第1号及び第2号」と、「共同住宅」とあるのは「一団の土地を分割して建築する住宅」と読み替えるものとする。